



料金後納

ゆうメール

ビジネスサポートながの

8
2025

トップかく語

りき

株式会社岡田工業
代表取締役

岡田 勝浩氏

Katsuhiro Okada



長野市川中島町上氷鉋1284
創業/2023(令和5)年 資本金/100万円
事業内容/各種制御盤設計・製作、ハーネス製作、
機体配線



長野市川中島。田んぼに囲まれたのどかな住宅地に、(株)岡田工業はある。外観は一見すると普通の一軒家だが、中には加工中のパーツやさまざまなコネクタが繋がれた筐体^{きょうたい}が並ぶ工房だ。ここで製作されているのは、工場の自動化設備に欠かせない「制御盤」と、それをつなぐ「ハーネス」。制御盤が機械の「脳」なら、ハーネスは「神経」のようなもの。組み付けた制御盤を現場に運び、機械の内部に入り込んで一本一本配線していく。その作業が機械に「生命線」を通すのだ。「配線は、盆栽や箱庭みたいなものだと思うんです。図面に書かれていない部分にセンスが出るんですよね」。そう話すのは、同社代表取締役の岡田勝浩氏。すっきりとレイアウトされた筐体内。角度を揃えて、几帳面に束ねられたハーネス。氏のこだわりが、そのひとつひとつに表れている。

同社はもともと氏の父が、会社勤めを辞めて立ち上げた個人事業。父の背中を見ながら「いつかは家業を継ぐのだろう」と思っていたと、氏は語る。機械工学を学ぶ大学に進んだが、「将来が決まっている」と思うとどこか身が入らなかった。「手に職をつけて、早く自分の力で一人前になりたい」—そんな思いが強くなった頃、父が腰を痛めたことをきっかけに退学して帰郷、そのまま家業に入った。当時の同社は

がむしゃらに身につけた技術と縁。
会社のこれからに、ワクワクしています。

まだ制御盤製作を手がけておらず、家電の部品を製作していた。一時は大勢のパート職員を抱える工場へと成長したが、安価な海外製品の台頭により業績が悪化。「これはまずい」と感じた頃、知り合いの板金工場から「手が足りないから手伝ってくれ」と声がかかり、制御盤の製作を開始した。電気の知識はほとんどなかったが、「手が遅いなら倍働けば良い」と、同業の仲間の教えを受けながら、昼夜問わずがむしゃらに技術を身につけた。図面を正確に、素早く読む。加工作業や配線処理の一手一手の正確性を上げる。地道に腕を磨けば仕事のスピードも上がり、配線も洗練されていく。努力は仕事の縁を結び、気が付けば現在の主要取引先である、大手生産現場とのつながりが生まれていた。

父が亡くなり、代表として同社を法人化して2年。ようやく気持ちにも時間にも余裕ができ、趣味のキックボクシングに精を出せるようになった。週に3回ジムに通い、汗を流す日々。「自分の世界を広げることが、仕事にもつながるんです。会社の方も、これからどうしていこうかとワクワクしています」。制御盤製作を始めて20年余り。今日も機械の「脳」と「神経」を美しくつなぎながら、日本のものづくりを確かに支える。

回 覧

目次



- 1 経営者シリーズ
(株)岡田工業 岡田 勝浩氏
- 2 令和8年度 税制改正に関する提言について
- 3 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項
部会事業報告
青年部 会員交流委員会ゴルフ例会開催報告
- 4 女性部通信
- 5 税務署からのお知らせ
- 6 税に強くなろう 関東信越税理士会長野支部
- 7 事務局からのお知らせ 8月の事業スケジュール 他
TEA ROOM 広報委員長 武内 浩氏
- 8 ビジネスインフォメーション
◆市村農場 ◆(有)オプセ牛乳
◆長野愛知電機(株) ◆(株)カドケン

令和8年度 税制改正に関する提言について

当会の税制委員会では本年2月から4月にかけて会員に対し「税に関するアンケート」を実施した。

中小企業の景況感はコロナ禍の打撃からほぼ脱し改善に向かっているが、ウクライナ戦争から始まった資源高が全般的な物価高騰を引き起こし、それに伴う電気・ガス料金等の高騰も続き、依然として厳しい状況が続いている。

そうした中で、中小企業が持続的な発展を遂げるためにも、時代の変化に対応した新しい時代にふさわしい税制の構築に向けて、税制面から強力に後押しをすることが必要となっている。いただいたアンケート結果を踏まえ長野法人会では、令和8年度税制改正に向けた提言を下記の通り行う。

法人市町村民税について

長野法人会エリア内の長野市及び須坂市の法人市町村民税は、地方税法で定められた標準税率を超えた超過課税率で課税している。特に、長野市においては事業所税も課税されており、法人の負担は大きく、他地域からの企業誘致にも不利な条件となっている。法人所在地により納税額に違いがあることは公平性に欠けるため、行政においては標準税率をベースとした課税を要望する。超過税率での課税を恒久的に続けていくのであれば明確な理由、用途について議会や行政から説明義務の履行を求めたい。

法人税について

急激な円安等による原材料価格の高騰、人手不足に伴う賃上げ、コストアップ分の価格転嫁が遅れることによる収益圧迫等により中小企業が深刻なダメージを受けている。設備投資や人的投資の原資を確保できず、前向きな成長への投資を見送らざるを得ないという企業の救済のため課税率15%を維持したうえで期間の延長を要望する。

また、欠損金の繰越期間は10年間とされているが、中小企業が平時の経営状態に戻るには、10年間では不十分であるため、長期にわたり経営を安定させることができるよう、欠損金の繰越期間を無期限とすべきである。

事業所税について

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」および「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制といえる。また、都市計画税が徴収されるなかにおいて、既にその目的を達成しており、さらに都市間の公平性の阻害や固定資産税との二重負担となっているため廃止すべきである。

二重課税について

税制において、消費税の他に印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。課税の公平性を欠き競争意欲を削ぐ原因となるため、二重課税の解消を図るとともに多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

・印紙税、石油に課せられる税、嗜好品に課せられる税(酒税等)など

賃上げ促進税制について

控除率の上乗せ要件を見直し、適用期限の延長を求める。

事業承継税制について

本税制は10年間の特例措置だが、中小企業の事業承継をさらに後押しするため期間の恒久化、適用要件の緩和を求める。

社会保障制度について

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制すべき。

消費税の負担感について

消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。また、消費税を含め安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべき。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除の控除額、給与所得控除の最低保障額の引上げに係る新たな控除が創設された。また、確定拠出年金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額等の引き上げ、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進するために、中小企業経営強化税制が拡充された。法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行った結果、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下の5つが実現する運びとなった。

■ 法人課税

1. 法人税率の軽減措置
2. 中小企業投資促進税制
3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

■ 事業承継税制税

相続税、贈与税の納税猶予制度

■ その他

「年収の壁」への対応策

実現内容について
詳しくはこちらを
ご覧ください



部会事業報告

■ 川中島部会 親睦旅行

川中島部会では、7月2日(水)・3日(木)の一泊二日で親睦旅行を実施し、総勢26名が参加した。

今年の旅行先は大阪。初日は、開催中の「大阪・関西万博」会場を訪れ、参加者はそれぞれ興味のある各国パビリオンを自由に見学した。各地の文化や最新技術に触れながら、壮大なスケールの会場を思い思いに満喫する姿が見られた。

大阪市内で開催された懇親会では、見学したパビリオンについての話題で盛り上がり、笑い声の絶えない和やかな時間となった。



2日目は、大阪のランドマーク「あべのハルカス」の展望台に立ち寄り、地上300メートルから市内のパノラマを一望。続いて、「なんばグランド花月」では、吉本新喜劇をはじめ、漫才やコントを満喫。西川きよし、オール阪神・巨人、トミーズなど、大物芸人も出演するなど大阪ならではの笑いを楽しんだ。

参加者からは「万博も新喜劇も満喫できた」「他の会員とゆっくり話せて良かった」といった声が聞かれ、旅行ならではのゆったりとした時間の中で、会員同士の交流を深める良い機会となった。

青年部 会員交流委員会ゴルフ例会開催報告

6月5日青年部会員交流委員会主催のゴルフ例会を長野国際カントリークラブで開催した。この例会は部員同士の親睦と交流を深めることを目的として行われ、部員24名に加え、青年部OB3名を含む計27名が参加した。

当日は晴天に恵まれ、爽やかな初夏の空気の中プレーを楽しんだ。参加者同士がプレーを通じて打ち解け、貴重な交流の機会となった。

終了後は別会場で表彰式と懇親会を開催。成績発表とともに和やかな懇談が続き、参加者同士の親睦がさらに深まった充実した一日となった。



女性部 通信



合同幹事会開催報告

5月21日藤屋御本陳で第20期・21期役員による合同幹事会を開催し、令和7・8年度の新役員への引継ぎが行われた。また、令和6年度の事業報告と令和7年度の事業計画(案)について協議を実施。各種事業の成果や課題を振り返りながら活発な意見交換がなされ、今後の活動に向けて意識を高める有意義な場となった。なお、今年度の事業計画には、新たに設立した社会貢献委員会による活動や、部員同士の親睦を深めるイベントの実施などが盛り込まれ、部員間で方針が共有された。会議終了後は昼食会が催され、リラックスした雰囲気の中で情報交換や親睦を深め合うひとときとなった。



第21期部長からのご挨拶

第21期長野法人会女性部長を務めることになりました、有限会社鶴翔の齋藤幸代です。今期の女性部は『知識・友好を深め合い、地域社会で輝こう』をスローガンに掲げました。女性会員同士が学び合い、互いの理解と信頼を深めながら、地域社会の一員として積極的に貢献していく姿勢を表しました。「知識」は自己成長と企業経営の質を高める学びを指し、「友好」は人とのつながりや協力を意味します。これらを大切にする事で女性が持つ力を活かし、地域に新たな価値や活力をもたらし、より良い地域社会の未来に貢献したいと思っています。2年間宜しくお願い致します。



仕事と育児、地域活動にも取り組む中、追われるような日々を過ご

してきましたが、子供の成長と共に休日の楽しみも増えてきました。

最近はおつぱら、夫との共通の趣味である釣りに家族で出かけています。大型免許まで取得しながら、何年も乗っていなかったバイクにも、時折ツーリング仲間と一緒に気持ち良く走らせて頂いています。



令和7年度

女性部の取り組みを紹介します

研修・親睦委員会例会(10月実施予定)

日常の業務に役立つセミナーや企業視察の実施。日帰り旅行・食事会等を開催し、部員相互の親睦・交流会の実施

社会貢献委員会

フードロス、生活困窮者支援等の社会貢献事業への参画

女性セミナー委員会

著名な講師を招聘し、働く女性の資質向上・各企業へのフィードバックを通して事業活動を発展させる講演会の開講。一般会員や市民の方にも開放する

租税教育委員会活動(期中随時実施)

部員が講師となり、小学校高学年生に向けた租税教室の開講。租税に関する正しい知識を身につけてもらう、地域社会貢献活動

女性部に入部しませんか!?

長野法人会会員企業の女性であればどなたでも入部いただけます。入会金・年会費なし! 年齢制限なし! 経営者から経営幹部、総務経理担当の方まで、様々な年代の女性で構成されています。ぜひ、活動や交流会を通じて新たな出会いや学びを一緒に楽しんでみませんか?

入部について詳しくは

担当: 丸田まで (080-8856-0820)



税務署からのお知らせ

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)

国税庁 令和7年4月

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)

詳しくは、パンフレットをご覧くださいほか、国税庁ホームページをご参照ください。

【参考】

給与の
源泉徴収
事務11月まで
・変更なし12月
・基礎控除の見直し
・給与所得控除の見直し
・特定親族特別控除の創設 など
特に年末調整の際に注意してください。令和8年1月以後
・扶養控除等申告書の記載事項の変更
・源泉徴収税額表の改正 など【国税庁ホームページ】
(随時最新情報に更新します。)令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)

1.改正の概要

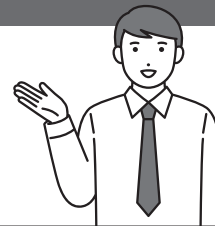
以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1)基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。



【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 〈収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3) 〉		基礎控除額		改正前
		改正後 ^(注1)		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 (665万5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。



国税庁ホームページ/利用者別に調べる/源泉徴収義務者の方/令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(令和7年4月25日)で詳しく掲載されています。

令和7年12月に行う年末調整の源泉徴収事務に変更が生じます。①基礎控除の見直し②給与所得控除の見直し③特定親族特別控除の創設④扶養親族等の所得要件の改正と計算方法が大幅に変更となりますので、注意してください。

「源泉徴収税額表」が改正されましたので、令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求めてください。

(注)「令和8年分 源泉徴収税額表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載予定です。

税に強くなろう

— 経営者として知っておきたい税の知識 77 —

●作成 関東信越税理士会長野支部所属 金井 秀夫、藤澤 義章、平井 幸光、渡邊 隆行、神田 淳雄

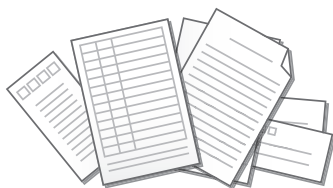
今回は、税務調査を受けるための準備事項について取り上げてみます。

Q. 税務調査の日程が決まったのですが、調査に向けてどのような準備が必要となりますか？



A まずは、関与税理士がいるのであればその指示に従ってもらえばよいのですが、一般的には、税務署等から電話や文書で事前連絡があった帳簿・書類等を準備することになります。

この事前連絡の内容はかなり詳細で、例えば、法人の具体的な事業内容や組織図などをはじめ、職員に関する名簿・就業規則・給与、退職、旅費等各種規定・賃金台帳など人件費に関する書類・資料や、決算書を作成するための、全ての関係資料・帳簿書類等々、多岐にわたっています。



Q. 決算書を作成するための、関係資料・帳簿書類等とは、もう少し具体的にどんなものですか？



A 例えば、調査対象期間に係る、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳等々の帳簿書類のほか、貸借対照表、損益計算書、棚卸表などの決算関係書類や、売上・仕入・経費等に係る、請求書・領収書・契約書・注文書・納品書・見積書等々の取引関係書類など、さらに、法人税・消費税申告書の控え、年末調整関係書類（源泉徴収簿、扶養控除等・保険料控除等申告書など）、稟議書、総会・取締役会等々の議事録なども提示を求められますので、事前に書類の保存等も含め内容の適否を確認しておいて下さい。（なお、契約書などへの収入印紙の貼付の適否も確認して下さい。）

Q. 税務調査に向けての準備は、帳簿・書類等以外にもありますか？



A 実際の税務調査の最初は、一般的に代表者に対する事業概況等の聞き取りから始まります。特に、代表者の経歴、具体的な事業内容、事業取引の受注から納品・請求・決済に至る具体的な流れと、それに伴って発生する原始的な証拠資料の把握などから、具体的な調査が始まることが多いようです。

そこで先ず、代表者の方には、これらの事柄を質問されることを想定して、要領よく簡潔に説明できるよう頭の中を整理しておくことと、取引に伴って発生する原始的な証拠資料の有無等を確認しておくことをお勧めします。

Q. 代表者として、税務調査に向けての準備は他にもありますか？



A 例えば、調査対象期間における事業取引などのうち、特に複雑・難解な取引など、その取引状況の説明を求められる可能性があるものについては、事前に記憶喚起を図るとともに、関係資料を整理しておくことをお勧めします。

なお、関与税理士がいるのであれば、不安な事項等については、事前に相談いただくことをお勧めします。

次回は、実際の税務調査における対応等を中心に取ります。



事務局からのお知らせ



8月の事業スケジュール

※スケジュールは変更となる場合があります



1日(金) 東部部会納涼パーティー(シャトレゼホテル)

3日(日) 豊野サマーフェスティバル(JR豊野駅北口ロータリー)

6日(水) 松代部会暑気払い(コノハナサクヤ)

8日(金) 理事・企画運営評議員合同会議(ホテル国際21)

26日(火) 8月・9月決算法人説明会(ホクト文化ホール)

夏季休業について

下記の期間、事務局は夏季休業とさせていただきます。お問い合わせにつきましては、夏季休業期間後に対応させていただきます。ご不便をおかけしますが何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。[夏季休業期間]8/13(水)から8/15(金)

会員企業情報登録の確認をお願いします

当会では一年に一度、会員企業の登録情報を確認しております。8月中旬に当会から届く確認ハガキをご覧ください、誤り・修正等がございましたら事務局まで返送ください。

なお、誤り・修正等がない場合は返送不要です。

【返信締切：8/29(金)】

よろしくお願いします！



◆お問合せは事務局まで TEL 227-0011

「会社の決算・申告の実務」
「ほうじん 夏号」のご案内

全国法人会連合会が発行する冊子「会社の決算・申告の実務」及び機関誌「ほうじん夏号」をご希望の方にお送りいたします。



お申込みはこちらから

QRコードからお申込みいただくか、事務局までお電話ください。
TEL 227-0011



会社の決算・申告の実務



ほうじん 夏号



広報委員長 武内 浩

「仲間」との出会い

昨年は、4回の入退院を繰り返した。体重は25kg減ったままだが、食べ物の味がわかるようになり、会合などに出席し「仲間」と話ができる喜びを噛み締めている。

改めて自分の人生を振り返ってみると、素晴らしい仲間との出会いが私の人生の行き先を決め、背中を押してくれた。仲間との対話で生まれる勇気、アイデア、やり抜く自信。数え切れないほどの体験をいただいた。

法人会の活動も同様だ。知り合った仲間のために何かをしたいという考えも生まれた。どこの団体も会員の減少に悩むが、仲間との出会いを増やすことが解決につながるのではないと思う。



旬の果物を食べて 夏を乗り切ろう



8月より
直売所営業します

地元産のみずみずしい桃や
須坂発祥のワッサーなどを
取り揃えております

くだものの栽培から販売

成市村農場

〒382-0902 長野県須坂市大字日滝4663
026-246-6611 (FAX兼用)

直売所営業期間
8月～12月末



**オブセ
ヨーグルト**
OBUSE YOGURT

オブセ牛乳を100%使用したヨーグルト
使いやすい! キャップのついた
スパウトパウチ入り



「オブセヨーグルトプレーン」(800g)は酸味
控え目、トロリとした食感で「フルーツにあう」
クリーミーなヨーグルトです。

「オブセヨーグルト加糖」は、令和7年5月に新発
売した、爽やかな酸味と程よい甘さのバランス
のいい味わいのヨーグルトです。450gサイズ
と140gサイズがあります。

「オブセモーミーヨーグルト」は、加糖タイプのヨーグルト140gです。揉んで、
そのまま飲む、お一人様ヨーグルトです。

**オブセ
牛乳**

有限会社オブセ牛乳
小布施町中松532-2
TEL.026-247-2243
info@obuse-milk.com



公式オンライン
ストア

愛知電機グループ

暮らしと産業を支える
電機・電力のプロ集団

**長野愛知電機は電機・電力の2部門を展開し、
高い技術力で社会に貢献します**

- ・電機部門
電力関連制御機器、産業用制御機器、鉄道設備用試験装置、
高圧電源、ネオントランス、高圧受電キュービクル、
電子機器受託製造
- ・電力部門
発電電工事、送電工事、受変電設備工事



長野愛知電機株式会社
NAGANO AICHI ELECTRIC CO.,LTD.



〒381-2282 長野市川中島町原1280
TEL:026-292-0885(代) E-Mail:info@nagano-aichi.jp
URL:https://nagano-aichi.jp/

一生に一度であろう家づくり
ある程度お金をかけて、
消費物でない建物をつくる
愛着のある家づくりを

地域密着型の工務店として、住宅・別荘の新築・リフォーム、公共施設の
設計などを手がけています。安心・安全をモットーに、暮らしに寄り添った
家づくりを心掛けています。自然豊かな北信濃の冬を快適に過ごす家づくり
を提案いたします。



運動で笑顔を 10年先の健康をお手伝い

地域の健康を支える
予防フィットネスおよ
びリハビリ施設です。理学療法士
をはじめとする専門スタッフによる
プログラムで、高齢者から現役世
代まで幅広い世代の“健康寿命
延伸”を目指しています。日常生
活を快適に送れるよう、身体機能
の維持・回復を支援します。



無料体験
見学受付中

KADOKEN 株式会社カドケン

建築部
〒389-1305
長野県上水内郡信濃町柏原2612
TEL: 026-255-6691 FAX: 026-255-6495
MAIL: info@kadoken-sekkei.com

ヘルスケア事業部 となりTONARI
〒389-1305
長野県上水内郡信濃町柏原2628-4
TEL: 026-255-4652
MAIL: healthcare@kadoken-sekkei.com

掲載企業さま募集中! ご希望の方は法人会事務局まで (TEL227-0011)

